

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 人権擁護運動

第三節 占領軍事故犠牲賠償運動

占領中、連合軍軍人の不法行為によって蒙った日本国民の損害はそのままに放置され、日本警察でも連合軍憲兵隊に通報する程度で詳細な調査も行われなかったことが多かった。

五三年三月、特に広島県呉市には英濠軍による事故犠牲者が多かったことから、広島弁護士会では会員中安弁護士の訴えによって損害賠償請求に関する特別委員会を作り、呉市警もこれに協力して占領中に発生した事故の調査及損害賠償に関する研究が進められた。平和条約ではこの種の請求権を放棄する旨を明文をもって定めたために法律的にも困難な問題があった。然しながら事故当時、一〇〇〇円程度の見舞金を貰った者もあったが、大部分は殺されても一文の補償も受けていない実情にあり、被害者の親族も長らく泣寝入りしていたのが運動の発展と共に立上り、日本弁護士連合会も広島弁護士会からの建議によってこの問題をとりあげるようになったので問題は漸く広い関心を惹くようになった。政府も閣議了承の形式で都道府県を通じて被害者親族に六万三〇〇〇円程度の見舞金支出を行ったがこれは損害賠償ではなくあくまで見舞金である、とされていた。呉市内には軍人の不法行為による被害者は死亡者九〇名、負傷者七六名といわれ、これらは事故犠牲者連盟を結成して各方面に働きかけ、遂に広島地方呉支部に死亡者につき各五〇万円の損害賠償訴訟を国を相手方として提起するに至った。

五三年秋から呉市における運動に呼応して占領法規撤廃運動世話人会や自由法曹団が世話役になって東京における事故の調査や、犠牲者の親族の結束をはかり、五四年に入ってから東京でも進駐軍事故犠牲者連盟が結成される運びになった。なお事故の大部分は交通事故である。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)